募集概要について

1　趣旨

本研修は、水素ステーションの運営に必要な知識及び技術の習得を目的として、既存の水素ステーション運営事業者等の事業所において、中小事業者の従業員等に対し、水素供給設備等の保守点検に係る実務経験を得る機会を提供するものです。

2　実施主体

・本研修は、東京都の指示の下、東京都環境公社が実施します。
・東京都環境公社は、東京都及び受入先事業者と、本研修の実施に当たっての役割分担その他必要な事項を定める覚書を締結します。
・東京都環境公社は、受入先事業者その他関係者と連携し、本研修の円滑な実施に必要な調整を行います。

3　研修員の決定

・東京都は、研修員の受入れを行う事業者（以下「受入先事業者」という）との調整により研修員を指定又は承認します。
・東京都環境公社は、研修員の決定後、研修員を派遣する事業者（以下「派遣元事業者」という）に対し、本研修の実施に必要な事項を通知します。

4　研修内容

・本研修の内容は、水素供給設備等の運営及び保守点検に係る実務とし、次に掲げる事項のうち、東京都が必要と認めるものとします。
⑴水素供給設備等の運営に関する基礎的事項
⑵水素供給設備等の保守点検の手順及び留意事項
⑶安全管理、異常時対応及び記録管理に関する事項
⑷その他東京都及び受入先事業者が必要と認める事項
・本研修の詳細な内容、実施日、実施場所その他必要な事項は、東京都、東京都環境公社及び受入先事業者の協議により定めるものとします。

5　研修の実施

・東京都環境公社は、受入先事業者において実施する本研修を支援するものとします。
・東京都は、研修員の派遣に当たり、必要に応じて移動手段、宿泊先その他現地滞在に必要な事項について、受入先事業者その他関係者と調整するものとします。
・東京都及び東京都環境公社は、本研修の受講に当たり必要と認められる備品について調整をするものとします。
・東京都及び東京都環境公社は、本研修の実施に当たり、研修員及び派遣元事業者に対し、研修内容、実施日程、留意事項、連絡先その他必要な事項を事前に把握し、適切な内容となっていることを確認することができるものとします。

6　費用負担

・本研修の実施に必要な次に掲げる経費は、東京都環境公社が負担するものとします。
⑴研修員の旅費
⑵研修員の宿泊費
⑶本研修の受講に当たり必要な備品に係る購入費等
⑷その他東京都が必要と認める経費
・次に掲げる経費は、東京都環境公社の負担対象とはなりません。
⑴私的な飲食費その他本研修に直接関係しない経費
⑵派遣元事業者における通常の人件費
⑶受入先事業者における研修に係った人件費
⑷その他東京都が適当でないと認める経費

6　研修状況の把握及び報告

・東京都環境公社は、研修員からの報告、受入先事業者からの報告その他の方法により、本研修の実施状況を把握するものとします。
・東京都環境公社は、把握した実施状況について、東京都に報告するものとします。
・研修員及び受入先事業者は、東京都環境公社又は東京都から本研修の実施状況について報告を求められたときは、これに応じるものとします。

7　研修員の遵守事項

・研修員は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
⑴受入先事業者の指導及び服務規律に従うこと。
⑵受入先事業者が定める安全管理上の指示に従うこと。
⑶研修を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。研修終了後も同様とする。
⑷施設、設備、備品等を適切に取り扱うこと。
⑸無断で欠席し、遅刻し、又は早退しないこと。
⑹その他東京都又は東京都環境公社が指示する事項

8　安全管理

・研修員は、受入先事業者が定める安全管理措置を遵守し、必要な保護具等を適切に使用しなければならない。
・東京都環境公社は、本研修の実施に当たり、受入先事業者及び研修員との連絡調整を行い、必要に応じて東京都に報告するものとする。

9　事故等への対応

・研修員、派遣元事業者又は受入先事業者は、本研修の実施に当たり事故、災害、設備異常その他の事由が発生したときは、速やかに東京都環境公社に報告するものとします。
・東京都は、安全確保その他必要があると認めるときは、本研修の内容の変更、中断又は中止を指示することができるものとします。

10　個人情報及び秘密情報の取扱い

・東京都環境公社は、本研修の実施に当たり取得した個人情報を、本研修の実施に必要な範囲でのみ取り扱うものとし、個人情報の保護に関する法令その他関係規程を遵守するものとします。
・東京都環境公社は、本研修の実施に必要な範囲で、研修員、派遣元事業者及び受入先事業者の情報を相互に共有することができるものとします。
・東京都環境公社は、共有する情報の範囲を必要最小限とし、適切に管理するものとします。

11　研修の辞退等

・研修員は、やむを得ない事情により本研修への参加を辞退しようとするときは、速やかに東京都環境公社に申し出るものとします。

12　参加決定の取消し等

・東京都は、研修員が次のいずれかに該当すると認めるときは、本研修への参加決定を取り消し、又は本研修への参加を停止させることができるものとします。
⑴虚偽その他不正の手段により参加決定を受けたとき。
⑵この要領又は受入先事業者の服務規律若しくは安全管理上の指示に違反したとき。
⑶正当な理由なく本研修への参加を継続しないとき。
⑷その他東京都が本研修の実施上適当でないと認めるとき。
・東京都環境公社は、取消し又は停止を行う必要があると認めるときは、速やかに東京都に報告するものとします。

13　修了確認
・東京都環境公社は、本研修の実施状況、受入先事業者からの報告その他の資料に基づき、研修員の本研修への参加状況を確認するものとします。
・東京都又は東京都環境公社は、必要に応じて、確認結果に基づき、本研修の修了に関する確認を行うことができるものとします。

14　その他
・本研修の実施に関し必要な事項は、東京都が別に定めることができるものとします。